

令和8年2月吉日

大阪市立九条南小学校
地域の皆様

大阪市立九条南小学校
校長 伊藤 浩史

第3回 学校協議会開催のお知らせ

厳冬の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は本校教育活動推進のためにご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、九条南小学校 学校協議委員の方々にお集まり頂き、第2回目の学校協議会を下記の要領で開催いたします。

記

◇ 日 時 令和8年3月4日 (水) 18時30分～

◇ 場 所 九条南小学校 多目的室 (1階)

◇ 内 容

- ・令和8年度「運営に関する計画・自己評価(最終)」について
- ・令和8年度「大阪市学力経年調査」の結果について
- ・令和8年度「学校教育アンケート」の結果について
- ・その他

傍聴を希望される方は、裏面の要領を参照のうえ、開催30分前までに受付にて申し込みを行い、会長の許可を得たうえで事務局の指示を受けて傍聴してください。なお、申込みの手続きは先着順で行い、定員になり次第終了します。

〈 趣旨 〉

第1条 この要領は、大阪市立九条南小学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

〈 傍聴の手続 〉

第2条

1. 傍聴を認める定員は5名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合についてはこの限りではない。
2. 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得たうえで、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) 鉢巻、襷、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと。
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手、その他の方法により公然と意見を表明しないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと。

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、そのものを退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年 4月 24日から施行する。